

## 制定の趣旨及び概要

令和元年度における農地中間管理事業の5年後見直しの成果を踏まえ、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程（平成26年4月30日制定、令和2年4月1日最終改正。以下「業務規程」という。）第6条第1項の規定に基づき、従来の実施方法を改め、新たに農地中間管理事業重点実施区域取扱要領を定めるため。

### 記

#### （従来との主な取扱い変更点）

##### 1 指定基準の区分等

指定区分を整理し、使用頻度の少ない区分を整理するとともに、基盤整備事業の要件等と整合性を保った区分とする。

- (1) 人・農地プラン区域を基本とする。
- (2) 人・農地プラン区域とハード事業地区が重複する地区は、基盤整備事業地区を優先する。
- (3) 実質化された人・農地プランとみなされる多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、果樹産地構造改革等の地区については、人・農地プラン区域の一形態で指定する。
- (4) 福島復興再生計画の農用地利用集積等促進事業実施区域を指定基準に位置づける。

##### 2 指定手続き等

(1) 県営の基盤整備事業地区及び福島復興再生計画地区は、県(主務課)からの推せんによつても指定することができるようとする。

(2) 複数年で指定することができるようとする。

ア 人・農地プラン地区 ～ 原則として5年以内

イ 農地耕作条件改善事業 ～ 原則として事業採択見込み年度から事業終了予定年度まで

ウ 基盤整備事業 ～ 原則として事業採択見込みの前々年度から事業終了予定年度まで

(3) 農地バンク事業活用見込みが乏しい等の場合、重点実施区域の指定を取り消すことができるようとする。